

ソニー銀行のローンをご利用のお客さまへ

団体信用生命保険 被保険者のしおり

- この保険契約は、債務者がローン返済期間中に支払事由に該当された場合に支払われる保険金をローン債務の弁済に充当するしくみの保険です。ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。
- 「被保険者のしおり」は、この保険契約にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある内容(契約概要)、お申込みにあたり特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)および「個人情報の取り扱いについて」等、重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、本書面は「申込書兼告知書・お客さま控」とともに大切に保管してください。
- 保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんのであらかじめご了承ください。

目次

ご加入プラン P. 3

契約概要

1. 商品のしくみ P. 4
2. 保険金・給付金のお支払い(支払事由) P. 5
3. 別表 P. 7

注意喚起情報

1. 告知に関する重要な事項 P. 9
2. ご加入にあたっての重要な事項 P. 10
3. 保険金・給付金のご請求について P. 12
4. その他の留意事項 P. 15
5. 個人情報の取り扱いについて P. 15

引受保険会社および相談窓口

保障内容・告知等についてご不明な点、苦情・相談は下記へご連絡ください
(ご請求方法・加入状況についてのお問い合わせは、金融機関等までご連絡をお願いします)

日々、お客さまと
社会のために



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル

カスタマーサービスセンター ☎ 0120-60-1221

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝休日・年末年始の休日を除く)

本書面では、特約の正式名称を下記の通り記載します。

団体信用生命保険リビング・ニーズ特約
団体信用生命保険入院一時給付特約

→リビング・ニーズ特約
→入院一時給付特約

ご加入プラン

ご加入プランの保障内容の詳細は該当ページでご確認ください。

	 一般団信	 ワイド団信	ページ
	一般	ワイド	
保障内容(保険金額・給付金額)			
1. 団体信用生命保険/リビング・ニーズ特約 死亡または所定の高度障害状態/余命6か月以内と判断されたとき	ローン残高	ローン残高	5
2. 入院一時給付特約 所定の病気やけがで入院し、入院日数が連続して5日となったとき	10万円 ※被保険者が女性の場合に付加されます	—	6

※加入保険金額には通算限度があるため、同一契約者においてすでに当社の団体信用生命保険にご加入の場合には、ご注意ください。

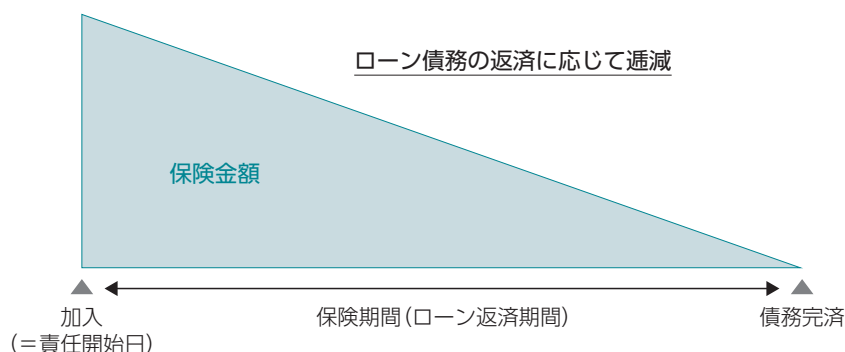
※ワイド団信とは、一般団信よりも引受基準を緩和し、健康上の理由(持病・既往症)等をかかえている方でも加入しやすいように設計した団体信用生命保険です(健康上の理由がある方すべてが加入できるものではありません。加入審査結果によっては加入いただけない場合があります)。

契約概要

1. 商品のしくみ

この保険契約は、銀行等金融機関またはノンバンク（以下、「金融機関等」といいます）を保険契約者および保険金受取人とし、金融機関等からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。被保険者がローン返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金をローンの返済に充当するしくみの保険です。なお、被保険者がローン返済期間中に各特約に定める所定の給付金の支払事由に該当した場合に被保険者に給付金をお支払いします。

〈保険金額のイメージ〉



保険契約者		ソニー銀行株式会社
被保険者		ソニー銀行株式会社からローンをお借入れになるお客さま
保険金受取人		ソニー銀行株式会社
給付金受取人		被保険者
保険料		保険契約者が負担
保険の種類	主契約	団体信用生命保険
	付加される特約	・リビング・ニーズ特約 ・入院一時給付特約 ご加入プランにより、付加される特約が異なります。
責任開始日		保険会社にご加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合は、加入承諾日） ※保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・金融機関等の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
保険期間		ローン返済期間と同一期間 ただし、以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①ローンが終了したとき（債務の完済、ローンの無効・取消または解除のとき等） ②所定の年齢に到達したとき ③支払事由に該当し、保険金が支払われたとき ※保険期間内の支払回数限度に到達した場合は、その特約の保障は終了します。

2. 保険金・給付金のお支払い(支払事由)

被保険者が以下の支払事由に該当した場合、保険金・給付金が支払われます。

<表の見方>それぞれの表は、以下の①～③を記載しています。

①主契約または特約名	②お支払いする保険金または給付金名
③支払事由	

全プラン共通

一般

ワイド

団体信用生命保険		■ 死亡保険金 / ■ 高度障害保険金	保険金額
保険期間中に死亡したとき			
責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態 ^{*1} となったとき			
リビング・ニーズ特約		■ リビング・ニーズ特約保険金	ローン残高
保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6か月以内と判断されたとき			

*1 3.別表【別表1 対象となる高度障害状態】参照

次ページへつづく

契約概要

一般

※被保険者が女性の場合

入院一時給付特約	■入院一時給付金	給付金額	支払回数
保険期間中に傷害または所定の疾病で入院し、入院日数が連続 ^{*1} して5日となったとき ^{*2} 2回目以降の支払対象となる入院は、直前の入院一時給付金の支払対象となつた入院の開始日からその日を含めて181日目以降に開始された入院です		10万円	保険期間内で通算して12回まで

***1** 暦の上の日付が連続していることをいいます。なお、退院直後の再入院など複数の入院も対象となり、その入院の原因に係る関係性は必要ありません。

***2** 入院中に保険契約の保障が終了した場合であっても、その入院が連続して5日以上となったときは、支払対象になります。ただし、ローンの繰り上げ返済等で保障が終了した場合や保険契約またはこの特約が解約された場合を除きます。

支払事由の判定に際する補足事項

- 支払対象とならない原因による入院中に支払対象となる原因に変わった場合や、支払対象とならない原因を含む複数の原因による入院の場合は、支払対象となる原因の治療開始日を入院日、終了日を退院日とみなします。
- 責任開始日前の傷害または所定の疾病が入院の直接の原因である場合であっても、責任開始日から2年を経過した後に開始した入院は、支払対象となる入院として取り扱います。

「支払対象となる入院の要件」と「支払事由で使用する用語の意味」は以下のとおりです。

支払対象となる入院の要件	- 責任開始日以降に発生した傷害または発病した所定の疾病を直接の原因とする入院であること - 治療を目的とした入院であること - 病院または診療所での入院であること
所定の疾病	疾病から精神障害（【別表2 対象とならない精神障害】に掲げる精神障害をいいます）を除き、異常分娩（【別表3 対象となる異常分娩】に掲げる異常分娩をいいます）を加えたものをいいます。 なお、精神障害には、精神障害と医学上重要な関係がある疾病に該当する場合のその疾病を含みます。 また、「医学上重要な関係」とは、例えば、精神障害に該当する「アルコール依存症」とそれに起因する肝臓疾患または膀胱疾患等の関係をいいます。
入院	医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りします。 なお、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものとします。 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。） (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設



ご注意ください

- 保険金・給付金をお支払いできない場合（免責事由、告知義務違反等）については、注意喚起情報に記載の2.ご加入にあたっての重要な事項「保険金・給付金をお支払いできない場合」をご確認ください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに表紙に記載の「引受保険会社および相談窓口」までご連絡ください。
- 入院関連の支払事由に関してはさまざまなケースが想定されます。また、大規模災害時や医師の指示による一時退院等では特別な取扱をする場合もありますので、ご不明な点が生じた場合は表紙に記載の「引受保険会社および相談窓口」までご連絡ください。

3. 別表

【別表1 対象となる高度障害状態】

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《別表1の備考》

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 眼の障害(視力障害)

(ア)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(イ)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(ウ)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(3) 言語またはそしゃくの障害

(ア)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ・ 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ・ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となりその回復の見込のない場合
- ・ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

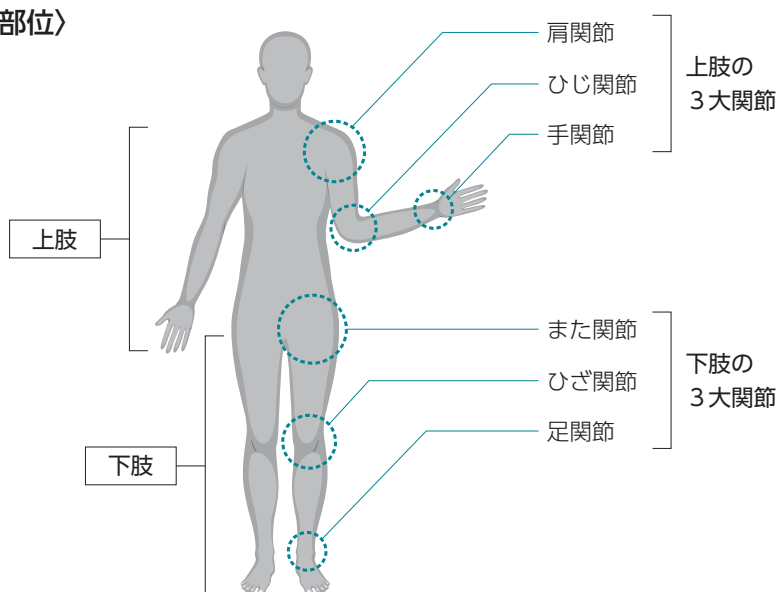
(イ)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

〈部位〉



契約概要

【別表2 対象とならない精神障害】

対象とならない精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20-F29
気分〔感情〕障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59
成人の人格および行動の障害	F60-F69
知的障害＜精神遅滞＞	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児＜児童＞期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

【別表3 対象となる異常分娩】

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81-O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、保険契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しています。「契約概要」とともに必ずお読みいただき、特に主な免責事由等お客さまにとって不利益となる情報について記載されている部分の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

1. 告知に関する重要な事項

以下の事項は、告知を行う際に重要な事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

告知義務について

- 保険会社が告知書でたずねることがらについては、ありのままをご記入ください。
- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、被保険者には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人等が無条件に加入された場合、公平性が保たれません。この保険契約のお申込みにあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について告知書で保険会社がたずねることがらについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・金融機関等の職員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。
- なお、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日から2年経過後でも、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 保険金が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。

傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります

- 保険会社では、被保険者の身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままの事実を正確に告知してください。

借り換え融資の場合は、以下の点に十分ご注意ください

- 借り換え前にご加入いただいていた保険契約から脱退となり、新たな保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障の開始日となります。このため、保険会社は借り換え前にご加入いただいていた保険契約からの継続的な保障はいたしません。
- 新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反として解除となり保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知受領権について

- 保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・金融機関等の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、告知書をご提出ください。

正しく告知されない場合のデメリット

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 特約については、その責任開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により支払事由が生じているとき(その責任開始日前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金が支払われない場合を含みます)には、「告知義務違反」として解除することがあり、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

2. ご加入にあたっての重要な事項

お申込みの撤回等に関する事項

- この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、お申込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ)の適用対象とはなりません。

返戻金

- この保険契約には脱退による返戻金はありません。

保険金・給付金をお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。なお、給付金の支払対象外となる場合に、すでに給付金をお支払いしているときは、その金額を当社にお返しいただきます。

保険金・給付金共通	●告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となったとき ●保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされたとき、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされたとき ●重大事由により保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除となったとき ・保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、保険金・給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき ・保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき ・保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、次の①～⑤のいずれかに該当するとき ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められるとき ②反社会的勢力に対し、資金の提供、便宜の供与等の関与をしていると認められるとき ③反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき ④反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金・給付金の受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められるとき ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき ・上記のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
死亡保険金	●免責事由に該当したとき ・責任開始日から1年以内に自殺したとき ・保険契約者または保険金受取人の故意により死亡したとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき^{*1} お支払いできない場合の代表的な事例 ●告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が解除となった場合(告知義務違反) 責任開始日前に高血圧で通院していることについて告知をせずに加入し、ご加入後1年後に高血圧を原因とする脳出血で死亡された場合(胃かいようで通院していることについて告知をせずに加入し、ご加入後1年後に胃かいようによる通院との間に因果関係がない脳出血で死亡された場合はお支払いの対象となります)

高度障害保険金	●免責事由に該当したとき ・保険契約者、保険金受取人または被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき^{*1} ●責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき(その傷害や疾病について告知いただいている場合でも同様です) お支払いできない場合の代表的な事例 ●責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として所定の高度障害状態になった場合(責任開始日前の傷害、疾病が原因の場合) 傷害または疾病の発生日が6月1日、責任開始日(融資実行日)が7月1日の場合で、7月1日以降に所定の高度障害状態に該当した場合 ➡責任開始日前の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金のお支払いはできません(ただし、所定の高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係がない場合はお支払いの対象となります)。 ●所定の高度障害状態に該当しない場合(支払事由に該当しない場合) ・片麻ひの場合(脳梗塞の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合) ・心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合 ・腎臓病による人工透析のみの場合 ・リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性がある等、症状が固定しているとはいえない場合 ➡高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。
リビング・ニーズ特約保険金	●免責事由に該当したとき ・保険契約者、保険金受取人または被保険者の故意により余命6か月以内と判断されたとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき^{*1}
入院一時給付金	●免責事由に該当したとき ・被保険者が下記①～⑨のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません) ⑧地震、噴火または津波^{*2} ⑨戦争その他の変乱^{*1} ●責任開始日前に発生した傷害または発病した所定の疾病を直接の原因として入院をしたとき(その傷害や所定の疾病について告知いただいている場合でも同様です。責任開始日前に発生した傷害または発病した所定の疾病が入院の直接の原因である場合であっても、責任開始日から2年を経過した後に開始した入院は、支払対象となる入院として取り扱います) お支払いできない場合の代表的な事例 ●所定の日数に到達しない場合(支払事由に該当しない場合) ・白内障を直接の原因として日帰り入院をしていた場合 ➡入院日数が1日であるため、5日に到達せず、お支払いの対象とはなりません。 ・急性大腸炎を直接の原因として2日入院し、その入院の退院日の翌日から20日経過後に、急性胃炎を直接の原因とする入院を開始し、その入院日数が3日となった場合 ➡入院日数の合計は5日となっていますが、急性大腸炎の退院日の翌日から20日経過後に急性胃炎で入院しており、連続した5日の入院に該当しないため、お支払いの対象とはなりません。また、急性胃炎の入院は、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院ですが、入院一時給付特約には入院を累計する取り扱いはなく、入院日数が合計5日となっても、連続した入院ではないため、お支払いの対象とはなりません。

入院一時給付金	● 所定の疾病に該当しない場合（支払事由に該当しない場合） 統合失調症を直接の原因として480日入院していた場合 → 統合失調症は所定の疾病から除外される精神障害に該当するため、所定の疾病を直接の原因とする入院には該当しません。 ● 入院一時給付金の支払対象となった入院の入院開始日から180日経過前に開始した入院である場合（支払事由に該当しない場合） 糖尿病を直接の原因として40日入院し、その入院の入院開始日から80日経過後に、糖尿病性網膜症を直接の原因として60日入院した場合 → 糖尿病の入院は、入院一時給付金のお支払いの対象となります。糖尿病性網膜症の入院は、入院一時給付金のお支払いの対象となった入院の入院開始日からその日を含めて180日経過前に開始した入院であるため、入院一時給付金のお支払いの対象とはなりません。
---------	---

- *1 戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の程度に応じて、保険金をお支払いしまたは削減してお支払いすることがあります。
- *2 地震、噴火または津波を原因として支払事由に該当した被保険者の数の増加の程度に応じて、保険金・給付金をお支払いしまたは削減してお支払いすることがあります。

3. 保険金・給付金のご請求について

この「保険金・給付金のご請求について」は、保険金・給付金のご請求の際にご注意いただきたい事項等について記載しています。保険金・給付金をもれなくご請求いただくためにご請求の前にご確認ください。

なお、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに表紙に記載の「引受保険会社および相談窓口」までご連絡ください。

保険金の支払金額について

- 保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高をもとに定まります。したがって、複数の保険金の支払事由に該当していた場合、ローン債務の返済に応じてローン残高が逡減するため、支払事由に該当していた時点によって保険金額が異なる場合があります。そのため、保険金のご請求の際には、ご請求いただく保険金の支払事由に該当するより前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。
- いずれかの保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。以後、他の種類の保険金のご請求があっても、お支払いすることができません。

保険金・給付金のご請求方法

- 被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に金融機関等までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、または、金融機関等へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。
- 金融機関等から保険金・給付金支払事由の発生の報告を受けた場合、保険会社から金融機関等に対してローン契約内容の確認をさせていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただきます場合があります。確認させていただく内容は、保険金・給付金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。
- 請求書類は、金融機関等にご提出ください。

保険金・給付金請求時の必要書類

提出書類は次のとおりです。ただし、下記以外の書類をご提出いただくこと、または一部の書類を省略させていただくことがあります。各種ご請求は、まとめてご請求いただくことも、支払事由に該当することにご請求いただくこともできますが、請求書類は請求ごとに必要となり、その費用はお客さまのご負担となります。

保険金・給付金の種類	保険金支払 請求書 ^{*1}	死亡証明書	給付金支払 請求書および 付属書類 ^{*1}	当社所定の 医師の診断書	被保険者の 住民票
死亡保険金	○	○ ^{*2}	—	—	○ ^{*3}
高度障害保険金	○	—	—	○	○
リビング・ニーズ特約保険金	○	—	—	○	○
入院一時給付金	—	—	○	○	○

*1 金融機関等が作成します。

*2 当社所定の医師の死亡診断書または死体検案書

*3 被保険者の死亡事実の記載がある住民票

給付金の代理請求について

給付金の支払事由が生じたときに、以下の＜給付金受取人が給付金を請求できない特別な事情＞があり、かつ、給付金受取人の代理人がいないときは、以下＜代理請求できる人(代理人)の範囲＞の方が、その給付金受取人の代わりに給付金を請求することができます(ただし、その特別な事情があると当社が認めた場合に限りです)

＜給付金受取人が給付金を請求できない特別な事情＞

- ・ 傷害または疾病により、給付金の請求を行う意思表示が困難である場合
- ・ 疾病名について告知を受けていない場合
- ・ その他給付金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合

＜代理請求できる人(代理人)の範囲＞

- ① 請求時において、給付金受取人と同居または生計を一にするその給付金受取人の戸籍上の配偶者
- ② ①に該当する方が代理請求できない特別な事情がある場合または①に該当する方がいない場合は、請求時において給付金受取人と同居または生計を一にするその給付金受取人の3親等内の親族
- ③ 請求時において①および②に該当する方が代理請求できない特別な事情がある場合または①および②に該当する方がいない場合は、①以外の戸籍上の配偶者、または、②以外の3親等内の親族

※代理人によるご請求の際に必要な書類は、給付金請求時の提出書類のほか、下記の書類とします。ただし、当社は下記以外の書類をご提出いただくこと、または一部の書類を省略させていただくことがあります。

- ・ 特別な事情を示す書類
- ・ 代理人の戸籍抄本
- ・ 代理人の住民票
- ・ 代理人の印鑑証明書
- ・ 給付金受取人または代理人の健康保険証の写し

※取り扱い内容は将来変更されることがありますので、詳しくは表紙に記載の「引受保険会社および相談窓口」までご連絡ください。



ご注意ください

- ・ 給付金を代理請求によりお支払いした場合、その後重複してその給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ・ 万一の場合に備えて、ご家族の方に支払事由および代理請求できることをお伝えください。
- ・ 故意により、保険金・給付金の支払事由を生じさせた者は、給付金の代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。

注意喚起情報

給付金の支払期限について

- 給付金のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日*の翌日から、その日を含めて5営業日以内に給付金をお支払いします。

ただし、給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

給付金をお支払いするために確認が必要な場合	支払期限
①給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②告知義務違反に該当する可能性がある場合 ③詐欺、不法取得目的または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日から45日以内にお支払いします。
上記①～③の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合	支払期限
a. 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日から60日以内にお支払いします。
b. 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 c. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 d. 保険契約者、被保険者、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴、その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 e. 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日から180日以内にお支払いします。

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- 給付金をお支払いするための上記の確認等を行う場合、給付金を請求した方にその旨を通知します。
- 給付金をお支払いするための上記の確認等の際し、保険契約者、被保険者、給付金受取人（代理請求人を含みます）が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

※給付金の請求書類は金融機関等を通して当社に提出されますので、書類の到着までに日数を要する場合があります。

時効について

給付金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅しますので、すみやかに手続きくださいますようお願いいたします。

4. その他の留意事項

生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

5. 個人情報の取り扱いについて

「申込書兼告知書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)および当該「申込書兼告知書」に関連・付随した書類(診断書等)に記載の個人情報は、本書面に記載の保険契約者が取得し、ローン借入金額・ローン借入期間・住所等のお取引内容に関する個人情報とともに保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)に提供いたします。また、保険金・給付金等のご請求時に保険契約者が取得した個人情報につきましても、同様にお取り扱いいたします。なお、生命保険会社のウェブサイトで入力いただく個人情報については、生命保険会社が取得し、保険契約者に提供いたします。

保険契約者は当該保険の運営において入手する個人情報を、本契約の事務手続きのため使用いたします。また、加入諾否結果はローンのお借入に際し使用することがあります。

生命保険会社は、取得した個人情報および保険契約者から提供された個人情報を、各種保険契約の引き受け・継

続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用^(注)し、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社および委託先事業会社(日本国外にある者が含まれる場合があります)に上記目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

個人情報の取り扱いにつきましては、生命保険会社のホームページに掲載しております個人情報保護方針(プライバシーポリシー)(<https://www.ca-life.jp/>)をご参照ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、法令等により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

この保険契約は、当社のウェブサイトにてお申込み、告知いただけます。当社ウェブサイトのお手続き画面では、書面による「申込書兼告知書」にかえて、お申込み事項、告知事項をご入力いただけます。

また、当社はこの「被保険者のしおり」および「告知事項(お客さま控)」を当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付^{*}いたします。

※電磁的方法による交付とは、当社がウェブサイトのお手続き画面上にご用意した電子ファイル(PDFファイル等)をダウンロードし、保存していただくことを指します。

この「被保険者のしおり」では、一部の表記について、以下のとおりお読み替えてください。

読み替え対象となる表記	読み替え後
告知書	ウェブサイトのお手続き画面
ご記入	ご入力
告知書をご提出ください	ウェブサイトのお手続き画面をご入力ください

日々、お客さまと
社会のために



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命